

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄 殿

提出者 後 藤 誠 司

賛成者 江 花 圭 司

〃 田 中 和加子

〃 関 本 美樹子

〃 上 野 利一郎

〃 長 澤 勝 幸

議会案第 2 号 給付型奨学金制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

給付型奨学金制度の改善を求める意見書

高い学費や生活費のために、学生の約２人に１人が、将来の借金となる奨学金を利用している。平均利用額は３００万円以上に上り、多くが有利子である。現役の学生は、奨学金返済の不安から、多額の借金となる奨学金の利用を控える傾向にある。そのため過酷なアルバイトをせざるを得ない学生が増えている。また、家庭の負担も限界であり、経済的理由から進学を断念する高校生が後を絶たない状況である。

こうした実情と「貸与ではなく給付型奨学金を」の運動に押されて、文部科学省は平成２８年１２月に、平成２９年度実施予定の給付型奨学金制度の案を発表した。平成２９年度に先行実施し、平成３０年度には制度を確立するとしている。

しかしながら、給付型奨学金の対象となる学生は、全国で平成２９年度は２，８００人、平成３０年度は２万人と極めて少ない人数である。ＯＥＣＤ諸国の給付型奨学金受給率はアメリカが４７．６％（平成２３年度・平成２４年度）、イギリスが４８．７％（平成２５年度・平成２６年度）となっていることから、日本も条件を緩和し、対象者を拡大することにより、給付金を必要とする多くの学生が受給できる制度に改善することが強く求められている。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関並びに福島県に対し、下記事項について強く要望する。

記

- １ 国は、給付型奨学金制度の成績等の条件を緩和し、生活保護世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯等のほか、所得要件も緩和し、対象を拡充した制度へ改善すること。
- ２ 県は、給付型奨学金制度の対象範囲を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年３月１３日

喜多方市議会議長 渡 部 孝 雄

【意見書提出先】

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣官房長官 菅 義偉 殿

総務大臣	高市	早苗	殿
文部科学大臣	松野	博一	殿
衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿
福島県知事	内堀	雅雄	殿